

大村市教育・保育施設等指導監査実施方針

1 施設監査

児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育水準の適切な確保を図るため、市内の地域型保育事業所を対象に、原則、年度ごとに1回以上、大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の遵守状況を実地により検査する。

2 確認監査

特定教育・保育及び特定地域型保育等の質の確保並びに施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の適正化を図るため、市内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所を対象に、確認に係る運営基準や給付の算定に関する基準の遵守状況を計画的に検査する。

3 業務管理体制の検査

本市に業務管理体制の整備に関する事項の届出義務のある特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育提供者」という。）の事業運営の一層の適正化を図るため、特定教育・保育提供者を対象に、必要に応じて、業務管理体制の整備状況を検査する。

4 特定子ども・子育て支援施設等の指導監査

施設等利用給付に関し、市内の特定子ども・子育て支援施設等を対象に、必要に応じて、確認に係る運営基準の遵守状況を検査する。

5 放課後児童健全育成事業の指導監査

放課後児童クラブの一定水準の質を適切に確保するため、放課後児童クラブが適正かつ円滑に事業運営されているかを確認し、必要な指導及び助言を行う。

6 その他

実地による検査や通報等により、著しい基準違反等について確認を要する場合は、必要に応じて、一般の指導監査から特別監査に変更する。